

# 情報は誰のもの？

## 監視社会と情報公開を考える

私たちは、日本国憲法によって、個人情報、プライバシー情報といった私的情報を、みだりに公権力等に収集されない権利を持っています。しかし、昨今、監視カメラの設置、GPSを利用した捜査が実施され、共謀罪の創設等により、公権力等による市民監視を可能とする仕組みが既に構築されており、今後はそれが益々強化されてこうした権利が脅かされる危険が増大しています。他方、市民の側から公的情報にアクセスする権利は、国民主権を掲げ、民主的統治体制をとる日本国憲法の下、それを実質化するため極めて重要であるにもかかわらず、近時の森友・加計学園問題からも明らかとなり、行政機関による公文書の不適切な作成・管理、隠蔽などにより情報公開制度は骨抜きになり、又、2014年12月、特定秘密保護法が施行されることなどにより、公開されるべき公的情報が市民から隠匿される危険性は一段と高まっています。

本シンポジウムにおいては、「私的情報」の収集による市民監視及び不十分な「公的情報」の公開という問題、あらゆる情報を市民の手に取り戻すことの重要性について、多くの市民の皆様とともに考えていきたいと思ひます。ぜひ、本シンポジウムにご参加ください。お待ちしております。

### 講師

情報公開クリアリングハウス

三木 由希子 代表理事



2017年9月9日(土)

午後1時～午後3時30分 (開場 午後0時30分)

エル・パーク仙台(6階)

ギャラリーホール

申込不要 参加費 無料

